



ひとり親家庭の生活便利帳



令和4年度

田川市 子育て支援課

※この冊子は、令和4年7月時点の情報で作成しています。
法令など、制度の見直しにより掲載している内容や金額が
変更になることがあります。
ご了承ください。



はじめに

ひとり親家庭のみなさまの生活を支援する様々な制度や事業、相談窓口などについて分かりやすく紹介するために、この「ひとり親家庭の生活便利帳」を作成しました。

みなさまの身近な便利帳としてぜひお役立てください。

また、子育て支援課では、家庭内の問題や生活への不安、子育てに関する悩みなどの相談対応も行っていますので、お気軽にご相談ください。

田川市 子育て支援課 子ども家庭支援室

この便利帳のなかで使用する用語は、原則として母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条(定義)に準じています。



も く じ

■経済的支援・制度■

○各種手当	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・・・・・・・・・・	1～3
	障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○医療費助成	ひとり親家庭等医療費支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	子ども医療費支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○その他	母子父子寡婦福祉資金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	助産施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

■生活支援（住居）■

○母子生活支援施設	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○公営住宅	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○空き家バンク	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

■自立支援・制度■

○給付金	自立支援教育訓練給付金・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○就労支援	ひとり親サポートセンター・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	ハローワーク・マザーズハローワーク・・・・・・・・	11

■育児支援■

○子育てサポート	保育所（園）・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	一時保育・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	病児病後児保育・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	子育て支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	ファミリーサポートセンター事業・・・・・・・・	16
	子育て短期支援事業（ショートステイ）・・・・	17
	ひとり親家庭等日常生活支援事業・・・・・・・・	18
○教育サポート	放課後児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	学習支援・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	就学援助・・・・・・・・・・・・・・・・	19～20
	奨学金等・・・・・・・・・・・・・・・・	21～23

■相談機関一覧■

・・・・・・・・・・・・・・・・	24～25
------------------	-------

経済的支援・制度

○各種手当

児童手当

【子育て支援課子育て給付係】

☎85-7132

家庭などの生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

中学3年生まで（満15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

【月 額】

3歳未満（3歳になった月まで）	月額 15,000円
3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）	月額 10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子）	月額 15,000円
中学生（中学3年生の3月まで）	月額 10,000円

【手当の支払い】

毎年6月、10月、2月の各々10日（休みの場合は繰下げ）にそれぞれの前月分までを指定金融機関を通じて振り込みにより支払います。

【認定請求】

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した翌月分の手当から支給します。

【所得制限】

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付（児童1人当たり5,000円）を支給します。なお、所得上限限度額以上の場合は、児童手当・特例給付は支給されません。

【現況届】

次のいずれかに該当する方は、6月に現況届の提出が必要です。

- ①DV等の事情により、住民票の住所地が田川市と異なる方
- ②戸籍や住民票を持たない児童を養育している方
- ③離婚協議中で、配偶者と別居している方
- ④法人である未成年後見人、里親や施設等の受給者の方

⑤その他、個別に田川市から提出の案内があった方

児童扶養手当

【子育て支援課子育て給付係】

☎85-7132

父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に支給する手当です。満 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで（障害のある児童は 20 歳未満）の児童を養育している方に支給されます。

【手当を受けられる方】

次のいずれかに該当する児童を養育している母（父）または母（父）に代わって児童を養育している方です。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童【離婚】
- ②父（母）が死亡した児童【死亡】
- ③父（母）が施行令に定める程度の障害の状態（年金の障害等級 1 級程度）にある児童【父（母）障害】
- ④父（母）の生死が明らかでない児童【生死不明】
- ⑤父（母）から 1 年以上遺棄されている児童【遺棄】
- ⑥父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童【保護命令】
- ⑦父（母）が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童【拘禁】
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童【未婚】

【手当の月額（※所得額に応じて全部支給と一部支給があります）】

※令和 4 年 4 月分～支給額が変わりました。

区分	児童 1 人の場合	児童 2 人目の加算額	児童 3 人目以降の加算額 (1 人につき)
全部支給	43,070円	10,170円	6,100円
一部支給	10,160円～43,060円 (所得に応じて決定)	5,090円～10,160円 (所得に応じて決定)	3,050円～6,090円 (所得に応じて決定)

※手当を受けようとする人、または同居の扶養義務者（父母、祖父母、子、兄弟など）がいる場合、前年の所得が一定以上であるときには手当は支給されません。

【手当の支払い】

1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回、奇数月にそれぞれの前月分までの2か月分を指定金融機関を通じて振り込みにより支払います。

【手当を受けられない方】

- ①母（父）が婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
- ②手当を受けようとする母（父）または養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- ③対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ④対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）や少年院などに入所しているとき
- ⑤平成15年4月1日時点において、手当の支給要件に該当してから、5年を経過しているとき（母子に限る）

【障害基礎年金等の子の加算との差額の受給について】

これまで障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降については、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

【現況届】

手当を受けている方は毎年8月に現況届の提出が必要です。

特別児童扶養手当

【子育て支援課子育て給付係】

☎85-7132

精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

【手当の月額】

重度障害児 (1級)	52,400円 (1人につき)
中度障害児 (2級)	34,900円 (1人につき)

※令和4年4月分～支給額が変わりました。

※手当を受けようとする人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合は支給されません。

【手当の支払い】

毎年4月、8月、11月の各々11日（休みの場合は繰上げ）にそれぞれの前月分までを指定金融機関を通じて振り込みます。

【現況届】

手当を受けている方は毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

障害児福祉手当

【高齢障害課障害者支援係】

☎85-7130

重度障害児に対して、その障害のため必要とする精神的、物質的な特別な負担の軽減を目的として支給されます。

【手当を受けられる方】

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の障害児。なお、施設に入所している方、障害を理由とする年金を受給している方は対象となりません。

【手当の月額】 ※令和4年4月分～支給額が変わりました。

支給額	14,850円
	(1人につき)

【手当の支払い】

毎年2月、5月、8月、11月の各々第1水曜日（休みの場合は繰下げ）にそれぞれの前月分までを指定金融機関を通じて振り込みます。

※手当を受けようとする人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合は支給されません。

【現況届】

手当を受けている方は毎年8月に所得状況届（現況届）の提出が必要です。

○医療費助成

ひとり親家庭等医療費支給制度

【市民課保険係】

☎85-7140

母子及び父子家庭、父母のいない子の方の自己負担額を超える医療費負担を助成する制度です。なお、対象者の除外規定として所得制限があります。

対象者	母子家庭、父子家庭、父母のいない家庭の子 ※18歳未満のお子様がいる家庭が対象となります。（「18歳未満」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間を含みます。）
自己負担額	通院：800円/月まで 入院：500円/日まで（3,500円/月まで） ※自己負担額は、いずれも1医療機関ごとの金額です。 ※入院中の食事代や差額ベッド代などは対象外です。 ※薬局での自己負担はありません。
更新	毎年10月1日

※同一医療機関について

- ・診療科が複数ある場合でも同一医療機関
- ・医科と歯科を併設する医療機関では、医科と歯科は別の医療機関
- ・同じ月に同一医療機関で入院と通院があった場合、それぞれに月の上限まで負担

※資格がなくなる場合

- ・他の市町村へ転出したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・健康保険の資格がなくなったとき
- ・婚姻（内縁関係を含む）したとき
- ・所得要件を満たさなくなったとき

子ども医療費支給制度

【市民課保険係】

☎85-7140

子どもの健康を保持増進するため、中学生以下の子が病院にかかったときの自己負担相当分額を助成します。

※入院中の食事や差額ベッド代などの費用は対象となりません。

※薬局での自己負担はありません。

※資格がなくなる場合

- ・他の市町村へ転出したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・健康保険の資格がなくなったとき

○その他

母子父子寡婦福祉資金貸付

【子育て支援課子ども家庭支援室】

☎85-7179

ひとり親家庭の母または父、寡婦への経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付があります。

【貸付を受けられる方】

- ①母子家庭の母、父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している方
- ②母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童
- ③かつて母子家庭の母であった方（寡婦）
- ④寡婦に扶養されている子 など

※児童扶養手当を受給できる所得水準であることなど、資格要件があります。

貸付金の種類	
事業開始	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械の購入
事業継続	現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
住宅	住宅の新築、購入、増改築または補修するのに必要な資金
就職支度	就職する際に必要な被服、履物等を購入する資金
技能習得	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を開始または就職するために必要な知識、技術を修得するのに必要な資金 ・高等学校に修学する場合、その修学及び入学に必要な資金
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金 ・医療、介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な資金 ・離職し、就労意思及び能力を有するにも関わらず、就業できない状況にある場合の就業するまでの期間を維持するために必要な資金 ・ひとり親家庭になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金
転宅	住居を移転するのに際し必要な資金
修学	高校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学させるために必要な資金
修業	事業を開始または就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金
就学支度	小中学校、高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校または修業施設へ入学、入所させるに際して、必要な資金
医療介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を受けるのに必要な資金 ・介護保険法に規定する保険給付サービスを受けるのに必要な資金
結婚	子の結婚に際し必要な資金

※申請時には、借受人や連帯借受人と必ず面接を行います。

※連帯保証人が必要です。(条件あり)

※申請者(借受人)の償還の意思や償還能力を確認したうえで、貸付が可能かどうか決定します。

※受付から振込まで、1か月半～2か月かかります。

※面接申請などの手続きは田川保健福祉事務所(社会福祉課)で行います。

助産施設

【子育て支援課子ども家庭支援室】

☎85-7179

助産施設とは、妊婦さんが、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、児童福祉法に基づいて指定された施設に入所して出産することができる施設です。

経済的に困っていることが要件のひとつとなっており、一定の収入以上の方はご利用できません。その他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【対象となる方】

- ① 生活保護世帯の方
 - ② 福祉事務所長が特に必要があると認めた方(真にやむ得ない特別の理由がある場合)
- ※ただし、健康保険などから出産一時金が42万円以上支給される方は、対象となりません。

【近隣の助産施設一覧】

施設名	所在地
田川市立病院	田川市大字糶1700番地2
飯塚病院	飯塚市芳雄町3-38
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1

※病院へ支払う自己負担金があります。

※出産予定の90日前までに、申請する必要があります。

※申請後、訪問調査を実施します。

生活支援（住居）

母子生活支援施設

【子育て支援課子ども家庭支援室】

☎85-7179

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の色々な問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。指導員が生活、教育、就職などについて援助します。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

〇公営住宅

市営住宅

【(一財)田川市住宅管理公社】

市内には、約5,000戸の市営住宅があります。定期募集(2月、6月、10月)のほか、空家の状況に応じて随時募集を行うことがあります。詳しくはお問い合わせください。

(一財)田川市住宅管理公社

田川市中央町1-1(市役所内2F)

直通:44-9888

県営住宅

【福岡県住宅供給公社 田川出張所】

一般定期募集と、ポイント方式募集の申込みを年に数回行っています。詳しくはお問い合わせください。

福岡県住宅供給公社 田川出張所

田川市大字伊田松原通り3292-2(田川総合庁舎内2F)

☎42-9400

空き家バンク制度

【建築住宅課住宅政策係】

☎85-7152

市内にある空き家の賃貸・売買を希望する所有者などから登録申込みを受け、登録された情報を空き家の利用希望者に提供することで、空き家の有効活用を図る制度です。

詳細は田川市のホームページをご覧ください。

自立支援・制度

○給付金

自立支援教育訓練給付金

【子育て支援課子育て給付係】

☎85-7132

ひとり親家庭の母または父が就職につなげる能力開発のために、教育訓練給付対象講座を受講し、修了した場合の受講料を助成します。

【対象者】

- ・ 児童扶養手当を受給できる所得水準の母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳未満）を扶養している方
- ・ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

【対象講座】

- ・ 雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

【支給額】

- ・ 対象教育訓練の受講のために支払った教育訓練経費の60%に相当する額
(上限160万円、下限1万2千円)

※雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給します。

高等職業訓練促進給付金

【子育て支援課子育て給付係】

☎85-7132

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、一定期間の経済的支援を行います。

【対象となる方】

市内にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で、次の条件すべてを満たす方。

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準の方。
- ・ 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方。
- ・ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方。

【対象資格】

- ・ 看護師（准看護師含む） ・ 介護福祉士 ・ 社会福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士 ・ 歯科衛生士 ・ 美容師 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師 など

※仕事をしながら資格取得が見込める場合は、通信教育も利用可能です。

【支給について】

	訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額100,000円	50,000円
市民税課税世帯	月額70,500円	25,000円

* 訓練促進給付金については、修業期間の最後の12か月は上記に40,000円が加算されます。

* 同一世帯に属する人（生計を同じくする人を含む）が全て非課税者である場合のみ、非課税世帯としての取り扱いになります。

* 修了支援給付金は、卒業後に支給されます。

* 支給期間は修業する期間の全期間（上限4年）となります。

* 給付の対象となるのは、申請した月の分からです。

* 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了した方が、引き続き看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合、通算4年を超えない範囲で、促進給付金を受け取ることができます。

○就労支援

ひとり親サポートセンター

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方を対象に、就業相談、就業支援講習会、養育費相談などを行っています。

就業相談

相談員が家庭の状況や適性、就業経験などに応じて適切にアドバイスし、ハローワークと全面的にタイアップした就職あっせんを行っています。

就業支援講習会

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方に対して就業に結びつきやすい技能習得のための各種講習会を開催しています。（パソコン、介護職員初任者研修、医療事務、介護事務など）

- 平日昼間のほか、夜間や土日も実施
- 講習会時間中の託児サービス実施（事前の予約が必要）

養育費相談

相談員が養育費の取り決めや支払の履行などに関する相談を、電話で対応しています。また、より専門的な助言が必要な場合は、弁護士による無料法律相談も実施しています。詳しくは以下へお問い合わせください。

ひとり親サポートセンター 春日センター	ひとり親サポートセンター 飯塚 brunch
春日市原町3-7-1 (クローバープラザ6F)	飯塚市新立岩8-1 福岡飯塚総合庁舎2F (福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内)
☎092-584-3931	☎0948-21-0390

ハローワーク・マザーズハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）は、仕事を探している方が本人の能力と適性に合った仕事に就けるよう、職業相談や職業紹介を行うところです。また、仕事に就く前に必要な知識や技能を身に付けたい方のために、各種セミナーの開催や高等技術専門校（職業訓練校）の入校についての相談も行っています。

また、仕事と子育ての両立を希望する方のために「マザーズコーナー」が、ハローワーク飯塚、ハローワーク直方、ハローワーク田川に開設されています。

特徴としては、キッズルームなどがあり、子どもと一緒にお仕事探しができます。子どもを安心して遊ばせながら、その横でお仕事探しができ、予約制なので、待たずに相談ができます。詳しくは以下へお問い合わせください。

ハローワーク田川	ハローワーク飯塚	ハローワーク直方
田川市大字弓削田184-1	飯塚市芳雄町12-1	直方市頓野3334-5
☎0947-44-8609	☎0948-24-8609	☎0949-22-8609
(月～金曜日8:30～17:15)	(月～金曜日8:30～17:15)	(月～金曜日8:30～17:15)

育児支援

○子育てサポート		
保育所（園）	【子育て支援課子ども未来係】	☎85-7131

保育所（園）とは、保護者が仕事や病気などの理由で、日中家庭でお子さんを保育することができないとき、保護者に代わって保育できる人がいない家庭のお子さんをお預かりする施設です。幼稚園とは違い、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためなどの理由で入所させることはできません。

◆田川市の保育所（園）

	保育所（園）名	所在地	電話
公立	西保育所	川宮369	44-0142
	◎中央保育所	伊田2744-2	44-4304
	北保育所	糶高柳	44-1357
私立	慈光保育園	番田町7-7	42-8581
	無量寺保育園	古賀町	45-2877
	*慶興保育園	栄町4-66	42-2218
	*歓喜保育園	本町8-1	44-2487
	*徳成寺みのり保育園	番田町4-24	45-1500
	白鳥保育園	猪膝中町1組	42-5924
	★田川鎮西保育園	上伊田東	45-2636
	*紅百合保育園	鉄砲町6組	42-8400
	*弓削田保育所	弓削田1762-3	42-3616
	夏吉保育所	夏吉村方	42-2854
	*伊加利子鳩保育園	伊加利796-1	42-8003
	松原保育園	松原3区	42-8470
	◎伊田保育園	三井伊田団地	42-8471
	宝保育園	三井鎮西団地	44-1022
	西行寺保育園	中央団地	45-7484
ちびっ子保育所	大浦団地	45-9506	
西福寺保育園	下弓削田	46-0197	

*印の保育園については、一般保育に加えて延長保育をしている園です。

◎印の保育園については、一時保育の利用が可能です。

★印の保育園については、バスの送迎を行っています。

幼稚園

【子育て支援課子ども未来係】

☎85-7131

幼稚園とは、満3歳から(市立幼稚園は3歳児から)小学校就学前までの幼児を保育し、その心身の発達を助長します。地域との交流をはかり特色ある幼稚園教育を進めながら、子育ての悩みなど教育相談の充実に努めています。

	幼稚園名	所在地	電話
公立	田川市立幼稚園	田川市大字伊田2744-2	44-0906
私立	田川カトリック幼稚園	田川市上本町9-6	42-2514
公立	川崎町立川崎幼稚園	川崎町大字川崎1719-1	72-6826
私立	ひらばる幼稚園(認定こども園)	福智町大字金田275-154	22-5622

※ 各幼稚園施設見学をご希望の方は、お気軽に各幼稚園にお問い合わせください。

一時保育

【子育て支援課子ども未来係】

☎85-7131

一時保育とは、保護者の就労や資格取得のための講習受講、疾病、出産、育児からのリフレッシュの際などに、毎日ではなく一時的に保育所で子どもを預かる保育です。

【対象児童】

- ・0歳～就学前までの児童

【利用日数】

- ・緊急保育サービス…保護者の疾病、入院、出産、介護などにより緊急、一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービスで月に15日以内。
- ・定型的保育サービス…保護者のパートタイムや職業訓練などにより、家庭保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービスで週に3日以内。
- ・子育てリフレッシュ保育サービス…保護者の育児による心理的、肉体的負担の解消のための、保育サービスで月に15日以内。

【保育時間・料金】

- ・月曜～土曜日 8時30分～17時30分まで（*日曜祝日および年末年始はお休み）
- ・料金 4時間を超える利用…2,000円/4時間以内の利用…1,000円

【申し込み方法】

- ・利用を希望される方は、各施設（中央保育所もしくは伊田保育園）で登録申請をしてください。また、利用の際は必ず前日までに予約をしてください。

施設名	所在地	連絡先
中央保育所	田川市伊田2744-2	44-4304
伊田保育園	田川市伊田2785-6	42-8471

※1日にお預かりする人数は、中央保育所が10人、伊田保育園が5人までです。

病児病後児保育

【子育て支援課子ども未来係】

☎85-7131

病児病後児保育とは、お子さんが病気で集団生活が困難であり、かつ、昼間家庭で育児できない場合に、お子さんを一時的にお預かりするもので、保護者の「子育てと就労などの両立」を支援するものです。

【実施場所】 田川市病児病後児保育室「ひまわり」（田川市立病院横）

【対象児童】 生後3か月から小学校6年生までの児童

【定員】 4人（預かるお子さんの症状により定員に満たない場合でも使用をお断りすることがあります。）

【料金】

(1) 市内に住所を有する保護者

	1人目	2人目	3人目
一般世帯	1,500円	750円	0円
母子・父子世帯	750円	375円	0円
生活保護世帯	無料		

(2) 市外に住所を有する保護者 3,000円

※使用当日に前払いとなります。支払いについては、おつりの無いようにお願いします。

【開所時間】 月曜日から金曜日の8時から18時まで

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです）

【利用方法】

(1) 事前登録

事前に「ひまわり」に登録申請書を提出してください。（随時受付・無料）

(2) 電話予約

原則として、使用する前日までに「ひまわり」に電話予約してください。

※事前登録及び電話予約については、原則 17 時までをお願いします。

施設名	所在地	連絡先
田川市病児病後児保育室 「ひまわり」	田川市大字糶1700-3	46-2292

子育て支援センター

☎44-4316

子育て支援センターは就学前のお子さんをお持ちの家庭を対象に、子どもたちが生きいきと成長できるように援助し、子育てが楽しいと思えるように応援します。育児や保育について知識や経験をもった保育士が子育てを応援したり相談を受けたりするほか、身長体重測定、子育て講座、子ども同士で遊んだり、お母さん同士で子育ての情報交換を行っています。

★いま悩んでいることを、いっしょに話しませんか？

【相談内容】

- ・近所に友だちがいない
- ・遊び場がなく子どもともりがち
- ・子どもの成長のこと
- ・健康面
- ・食事面
- ・トイレトレーニング など

※電話および来所にて相談受け付けます。一人で悩まないで、気軽にご相談ください。

★いっしょに遊びましょう！

日の光、木の香りいっぱいの支援センターはあたたかな雰囲気です。たくさんの友だちに出会って、子どもも大人もリフレッシュ。心とこころの通い合う時間を一緒に過ごしましょう。絵本やおもちゃ、園庭の遊具もあります。親子で気軽に遊びに来てください。

【開館日・利用料】

- ・月曜日から金曜日 10時～16時まで
- ・利用料は無料です。（一部有料もあります）※お弁当は持参してください。

ファミリーサポートセンター事業

子育てのお手伝いをして欲しい方（おねがい会員）と、その支援を行いたい方（まかせて会員）とが、お互い会員となって、子育てを助け合う制度です。

その仲介をファミリーサポートセンター事務局が行います。

【対象児童】 生後2か月から小学校6年生まで

【利用時間】 原則、7時から20時まで

【利用可能日】 年末年始を除く毎日

【支援内容】

- ・習い事や買い物などに行きたいとき
- ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの開始までの預かり及び送り
- ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの終了後の子どものお迎え及び預かり
- ・その他、おねがい会員が必要とした場合の預かり

【支援場所】

- ・原則、まかせて会員自宅

【料 金】

	1時間あたり料金		交通費
	9時～19時	左記以外	
月曜日から金曜日	500円	700円	100円
土・日・祝日 (年末年始除く)	700円		100円

※利用料金は、利用当日にまかせて会員に直接支払います。

※交通費については、事前打ち合わせの際、依頼内容に応じて決定します。

【利用方法】

事前に「田川市ファミリーサポートセンター」に入会申込申込書を提出してください。

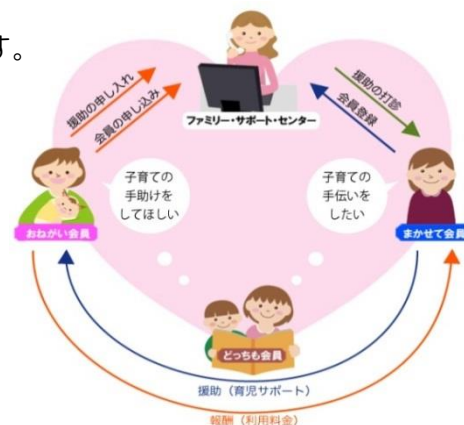
まかせて会員と事前に面談（マッチング）し、詳細を打ち合わせします。

【お問い合わせ、申込み先】

多世代交流ひろばそだちの森 ファミリーサポートセンター事務局 (旧中央保育所)	☎080-8390-1860
	☎080-8399-0500

来所：9時30分～15時30分 電話：7時～20時

(事務局は土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです)



保護者の病気、入院、仕事、育児上の心身のストレスなどの理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって児童福祉施設が一定期間預かり、子育てをお手伝いします。

【支援内容】

- ・急な出張や入院等になったが子どもをみてる人がいない
- ・実家が遠方で頼れる人がいない
- ・体調が悪く子どもの養育ができない など

【対象児童】

田川市内に居住する未就園児（小学校低学年のきょうだい児については要相談）

【利用料金】 1日1人あたり

世帯区分	利用者負担金	
	2歳未満の児童及び 慢性疾患の児童	2歳以上の児童 (慢性疾患の児童を除く)
生活保護世帯及び 市町村民税非課税世帯（母子家庭等に限る）	0円	0円
市町村民税非課税世帯（生活保護世帯及び 母子世帯等を除く）	1,100円	1,000円
上記以外の世帯	3,300円	3,000円

【期間】 原則7日以内

【預け先】 鞍手乳児院（鞍手町大字新延 448 番地 11） ☎0949-42-0246

【送迎】 原則、保護者

【利用負担金】 利用後、田川市が発行する納付書によりお支払ください。

【その他】 キャンセルは利用前日（土日祝日をはさむ場合はその前日）まで。
預ける際は認印と母子健康手帳が必要です。

【事前相談】 必要

母子または父子家庭、寡婦の方が、自立のための修学や就職活動、病気などで育児や家事に困ったときに一時的に家庭生活支援員を派遣する事業です。

【対象者】

- ① 田川市在住のひとり親家庭などで日常生活を営むのに支障が生じ、一時的に生活援助、子育て援助を必要とする人。（技能習得のための通学、就職活動、病気、生活環境の激変など、社会通念上必要と認められる理由がある場合）
- ② 未就学児を養育しており、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合（所定内労働時間の就業を除く）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭。

生活援助について

内容	食事の世話、身の回りの世話、住居の掃除、買い物など
実施場所	利用者の居宅など
支援員の要件	生活扶助の実施に必要な資格を有する者、同様の研修を修了した者
利用者負担金	なし

子育て支援について（2時間以上からの利用）

内容	乳幼児の保育サービス
実施場所	利用者の自宅 家庭生活支援員の居宅 講習会など就業訓練を受講している場所 利用しやすい適切な場所（児童館、母子生活支援施設など）
支援員の要件	保育士資格を有する者 / 同様の研修を修了した者
利用者負担金	なし

※利用するにはあらかじめ登録する必要があります。

○教育サポート

放課後児童クラブ

【教育総務課総務係】

☎85-7165

放課後児童クラブとは、保護者が就労などで家にいない家庭における児童に遊びや生活の場を与えて生活指導を行い、児童の健全育成を図るものです。

【開催期間（時間）と利用料】※なお、日祝祭日・お盆・年末年始はお休みです。

区分	時間
登校日	授業終了～18時30分
土曜日	8時～18時30分
春・夏・冬休み	
学校行事の代休日	

区分		利用料（月額）
月10日以上 利用の場合	8月以外	3,000円
	8月	4,500円
月1日～9日 利用の場合	8月以外	1,200円
	8月	1,800円

【開催場所】

各小学校の余裕教室など

【利用料減免について】

生活保護世帯、市町村民非課税世帯は利用料の減免があります。

学習支援

【福岡県母子寡婦福祉連合会】

☎092-584-3922

大学生等のボランティアを派遣して、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童からの進学相談を受けたりと、ひとり親家庭の児童の学力向上を図り、将来の安定的な就業につながるよう支援をしています。授業料は無料です。利用には、登録が必要です。

【開催曜日・時間】 毎週金曜日 18:00 ～ 20:00

【学習場所】 伊田駅舎内 3階会議室

就学援助

【教育総務課総務係】

☎85-7165

就学援助は、経済的理由により小中学校の校費を納入するのが困難な児童生徒の保護者に、国と市が教育費の一部を援助する制度です。受付は随時行っています。

【対象者】

市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者及び田川市に住所を有し、国又は都道府県立小中学校等に在籍する児童生徒の保護者のうち、児童生徒と同一生計の人全員分の合計

所得が生活保護基準額の 1.3 倍未満の世帯。

【援助の対象】

新入学学用品、給食費、学用品費など、修学旅行費、医療費（法定の疾病、治療）

※ただし、申請される時期によって援助できないものがあります。

※国又は都道府県立小中学校等については、援助費目及び振込方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

【振込み先】（※過不足については、原則 3 学期に精算します）

小学校	新入学用品	給食費	学用品費	修学旅行費	医療費
1 年生	保護者口座	市	学校	×	医療機関
2～5 年生	×	市	学校	×	医療機関
6 年生	×	市	学校	学校	医療機関

中学校	新入学用品	給食費	学用品費	修学旅行費	医療費
1 年生	保護者口座	市	学校	×	医療機関
2 年生	×	市	学校	学校	医療機関
3 年生	×	市	学校	×	医療機関

【申請方法】

以下の申請書類を持参のうえ、田川市教育委員会学校教育課にて手続きを行って下さい。

- 最新の所得証明書（一般用）→16 歳以上（学生を除く）の同一生計を営む者全員分
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 保護者名義の金融機関の通帳の写し（新入生のみ）

※詳しくはお問い合わせください。

奨学金等

一般財団法人 坂田育英会奨学金

大学・大学院に進学または在学する優秀な学生で、経済的理由で修学が困難で、本人が筑豊地区に住んでいる方に対して資金を給付します。

※問い合わせ先…一般財団法人坂田育英会（092-929-0259）

田川市奨学金

大学、専修学校専門課程への進学者または高等専門学校第4学年以降の学生を対象に資金を給付します。（返還の必要はありません。）他の奨学金との併給も可能です。

○入学支度金（1回限り、高等専門学校4年生にはありません。） 10万円

○修学資金 月額 2万円

（※成績要件や所得要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。）

※問い合わせ先…田川市教育委員会

日本学生支援機構（旧日本育英会）

大学、短期大学、専門学校への進学者を対象に資金を貸し付けます。

○第一種奨学金（無利息）

- ・選考基準は、家庭の収入と学校の成績（評定平均 3.5 以上）です。
- ・貸与月額は3万円または通学区分及び学校区分によって4万5千円～6万4千円の範囲内の定額となります。
- ・申請時期は高校在学中の4月～7月上旬となります。

○第二種奨学金（利息付）

- ・選考基準は、家庭の収入と学校の成績です。
- ・貸与月額は、3万円、5万円、8万円、10万円、12万円から選択できます。
- ・申請時期は高校在学中の4月～7月上旬及び10月下旬～11月下旬の2回あります。

○入学時特別増額貸与（1回の貸与）

- ・第一種奨学金（無利息）または第二種奨学金（利息付）に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する利息付の奨学金となります。
- ・日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだけれども、利用できなかった世帯の学生・生徒を対象とする制度です。

- ・貸与額は、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択できます。
- ・入学前の貸与ではありませんので、ご注意ください。

※問い合わせ先…在学する高校の奨学金担当窓口

〔財〕福岡県教育文化奨学財団奨学金（旧福岡県奨学会）

保護者が県内に生活の本拠を有する方のうち、勉学意欲があり、経済的理由によって高校、高等専門学校、専修学校での就学が困難な方に対して資金を貸し付けます。

（※類似の奨学金などとは併給できません。詳しくはお問い合わせください。）

※問い合わせ先…各在学校

福岡県母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や父子家庭、寡婦の生活安定とその子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行っており、就学支度金（入学金など）、修学資金の貸し付けがあります。

※問い合わせ先…子育て支援課

生活福祉資金

収入が少ない世帯や、障害のある方などの世帯に対し、各種資金の貸付を行っており、就学支度金、修学資金の貸付があります。

※問い合わせ先…社会福祉法人 田川市社会福祉協議会（44-5757）

交通遺児育英会

保護者が道路上の交通事故が原因で亡くされたり、重度の後遺障害で働けないなどの理由で、経済的に修学が困難になった高校以上の生徒、学生に対し、無利子で奨学金を貸し付けています。

※問い合わせ先…公共財団法人 交通遺児育英会（0120-521-286）

あしなが育英会

病気や災害、自死（自殺）で保護者を亡くした子どもたち、または保護者が重度障害で働けない家庭の子どもたちを対象に、高校、大学、専門学校などに進学を希望している経

済的に苦しい遺児たちに奨学金を貸し付け、進学援助を行うとともに、心のケアや教育指導などを行っています。 ※問い合わせ先…あしなが育英会（03-3221-0888）

高等学校等就学支援金

高等学校（国公立問わず）に在学する生徒で、授業料の納入が困難な世帯については、申請により就学支援金が支給されます。 ※問い合わせ先…各在学校

母子家庭等村田奨学金

居住地の市郡母子寡婦福祉会に1年以上在籍する会員の子どもに対し、奨学金を給付します。入学時の子どもの年齢が19歳以下であり、4年制の大学または4年制以上の専門学校（日本学生支援機構に登録している）への入学が決定していることが条件となります。（1人1回限り10万円）

※問い合わせ先…社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会（092-584-3922）

余慶会奨学金

ひとり親家庭（児童扶養手当を受給している家庭）、里親家庭、児童養護施設などに入居している生徒で、学習意欲が高く、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に定める大学等（短期大学、専門学校などを含む）への進学を希望する生徒を対象に奨学金を給付します。奨学額は年額50万円です。

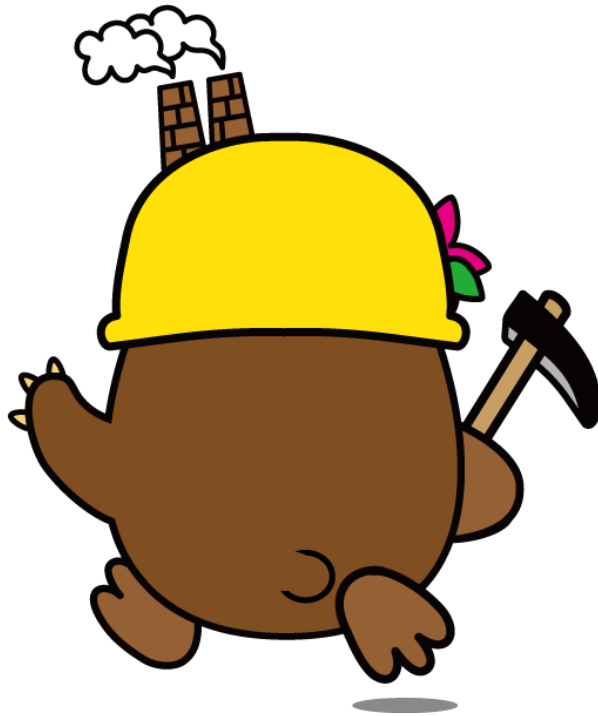
※問い合わせ先…一般財団法人 余慶会（092-517-5668）



相談機関一覧

名称	電話	内容
母子相談等		
田川市役所 子育て支援課 子ども家庭支援室	85-7179	保健師、家庭児童相談員による母子相談等
田川市男女共同参画センター ゆめっせ	44-0159	女性相談員によるDV相談、女性相談等
福岡県田川保健福祉事務所 (社会福祉課)	42-9315	母子自立支援員による母子相談等
福岡県あすばる女性相談ホットライン	092-584-1266 (相談受付専用)	配偶者からの暴力(DV)相談等
福岡ファミリー相談室	092-734-6573	家庭問題の相談等(有料、予約制)
児童相談等		
田川市 子ども相談ホットライン	44-0678	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てに関する相談 • いじめ、不登校相談 • 児童虐待相談、通告
田川市子育て支援センター	44-4316	<ul style="list-style-type: none"> • 保育士による育児相談(食事、しつけ、トイレトレーニング等) • 子育てサークル情報
田川市役所 保健福祉課 保健センター	44-8270	<ul style="list-style-type: none"> • 保健師や助産師による子育て相談 • 乳幼児健診、予防接種 • 乳幼児の発達、言語、運動相談(要予約)
田川市教育委員会 教育総務課	85-7165	<ul style="list-style-type: none"> • 就学相談 • 学校教育に関する相談等 • 不登校等に関する相談
福岡県田川児童相談所	42-0499	<ul style="list-style-type: none"> • 養護相談、非行相談、育成相談等 • 児童虐待相談、通告 • 里親に関すること
福岡県田川保健福祉事務所 精神保健係	42-9307	<ul style="list-style-type: none"> • 心の健康相談(要予約) • 思春期相談(要予約)
福岡県田川保健福祉事務所 家庭児童相談室	46-1092	• 田川郡部にお住まいの方に対する家庭児童相談員による相談
飯塚少年サポートセンター ハートケアいづか	0948-21-3751	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもに関する相談等 • 非行、いじめ、犯罪被害などの相談
福岡県立大学 不登校・ひきこもりサポートセンター	42-1346	• 不登校、ひきこもり等に関する専門相談
福岡県立大学 心理教育相談室	42-1488	• 子育てや子どものこと、心の相談(有料、要予約)
子ども虐待防止ホットライン ふくおか	092-738-7404	育児不安や悩みなどの相談

名称	電話	内容
いのちの電話 【年中無休24時間】	092-741-4343	様々な悩みや不安、身近に相談相手がいない等
子どもの人権110番 (福岡法務局)	0120-007-110	子どもの人権問題等
法律相談		
田川市社会福祉協議会	44-5757	法律相談、生活福祉資金の相談
福岡法務局田川支局	44-1426	法律相談
田川弁護士センター	42-2330	法律相談(要予約)
福岡県母子寡婦福祉連合会	092-584-3931	法律相談(要予約)
法テラス (日本司法支援センター)	0570-078-374 (全国コールセンター)	法律の制度や相談窓口についての情報提供
法テラス福岡	050-3383-5501	法律相談(要予約)
法テラス北九州	050-3383-5506	法律相談(要予約)
就労相談		
福岡県ひとり親家庭等 就業・自立支援センター 飯塚ランチ	0948-21-0390	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談、就業支援講習会等 ・養育費相談
筑豊労働者支援事務所	0948-22-1149	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談全般
子育て女性就職支援センター	0948-22-1681	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談、斡旋、育児情報の提供
田川市男女共同参画センター ゆめっせ	44-0159	<ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望する子育て中の女性の就職支援(予約優先)
ハローワーク田川	44-8609	<ul style="list-style-type: none"> ・職業相談、斡旋
ハローワーク飯塚	0948-24-8609	
ハローワーク直方	0949-22-8609	
田川市役所 生活支援課 自立支援係	85-7126	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談 ・家計相談 ・就業相談
その他		
田川市消費生活相談窓口	85-7127	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関するトラブル



発行 令和4年7月
発行元 田川市 子育て支援課 子ども家庭支援室
〒825-8501 田川市中央町1番1号
TEL 代表：0947-44-2000（内線 166、168）
直通：0947-85-7179